

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

結城市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 結城市地域

#### (1) 現況

本地域は、首都圏 70km 圏内にあり、関東平野のほぼ中央、茨城県西北端の栃木県境に位置し、東には鬼怒川の清流を挟んで筑西市、南には古河市、八千代町、北西には西仁連川を境に栃木県小山市に接しており、茨城県の西の玄関口となっている。

また本地域は、水資源に恵まれ、米や麦はもとより、首都圏の生鮮野菜供給地として畑作地帯において、白菜、レタス、トウモロコシといった露地野菜を生産・出荷しているほか、梨などの果樹、アスターをはじめとした花卉類を生産・出荷している。

今後とも本地域の農業振興を図るためには、農業用排水路や農道を適切に保全管理し営農が継続できる環境づくりを進めることが必要である。

さらに、消費者においては、安心・安全な農産物であることに加え、付加価値のある農産物への需要も年々高まっており、環境に配慮した農業の取組が必要となってきた。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	結城市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の(1)の規定に基づき、県が設置する、地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し、相互に連携・協力を図るものとする。